

# 低所得者支援給付及び個人住民税定額減税に迅速に対応します

～給付金は3月中旬ごろからの支給を目指します～

事業費 525,257千円

約4,350人を想定

給付金

約2,700世帯  
を想定

低所得世帯への給付金 関係経費

- 給付金 487,500千円
- システム改修費 14,000千円
- その他事務費 17,402千円

定額減税

個人住民税定額減税 関係経費

- システム改修費 6,355千円

## 『新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置』の枠組み

低所得の子育て世帯【2】

18歳以下の子に5万円/人を加算

非課税世帯【1】

〔3万円/世帯を給付済〕

7万円/世帯を追加給付済

均等割りのみ  
課税世帯

【2】

10万円/世帯

家計急変世帯【3】

10万円/世帯を給付

はざま世帯【4】

減税しきれない額  
を1万円単位で  
差額支給

個人住民税所得割/所得税納税者

定額減税【5】

1人4万円<sup>※</sup>×(本人+扶養親族)

※6年分の所得税3万円、6年度分の個人住民税1万円

→(年収)

給付金に  
関すること

担当課 伊丹市生活支援室給付金担当  
☎784-8030

定額減税に  
関すること

担当課 伊丹市税務室市民税課  
☎784-8022